

窓口公売入札に係る注意事項

この公売は、新潟県、加茂市、十日町市、燕市、五泉市、弥彦村及び阿賀町が税金等の滞納処分により差押をした動産を売却し、滞納になっている税金等に充当するために行うものです。入札に際しては、その特殊性をご理解いただいた上で参加してください。

1. 入札

- (1) この公売は、期間入札の方法により行います。開催期間中に合同公売参加団体の入札箱設置場所で備え付けのカタログを確認し入札する方法です。郵送による入札は行いません。
- (2) 所定の入札書（兼追加入札書）の交付を受け、入札書記載の注意事項を確認の上、必要事項を記入し入札してください。
- (3) 国税徴収法第 92 条（買受人の制限）及び同法第 108 条第 1 項（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する方は、公売財産を買い受けることができません。

2. 公売保証金

今回の入札に関しては公売保証金の納付は必要ありません。

3. 開札の方法

開札は、令和 3 年 1 月 22 日（金）午前 10 時から三条地域振興局、第 1 会議室で新潟県職員（公売事務担当を除く）立会いの上で行います。

4. 最高価申込者の決定

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

※最高価申込者に決定した方には、出品団体からその旨お知らせします。

5. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が 2 人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行いますので、予め入札書の追加入札価額を記入してください。追加入札の価額がなお同額の場合は、「くじ」で最高価申込者を決定します。「くじ」は執行機関において厳正に行います。

6. 買受代金の納付

買受人は、出品団体の指定する納付方法により、令和 3 年 2 月 3 日（水）午後 2 時までに買受代金の全額を納付してください。

7. 物品の引渡し等

買受代金を完納したときに物品を引き渡します。原則、出品団体の窓口での直接引き渡しとなりますが、遠方等の理由で来庁が困難な場合は出品団体にご相談ください。

- (1) 引き渡し、運搬等に係る費用は、買受人の負担とします。
- (2) 物品引き渡しの際は、本人確認ができる免許書等の提示を求めます。

8. その他の留意事項

- (1) 物品は全て中古扱いとなります。保証はございません。隠れた瑕疵があっても担保責任は負いません。
- (2) 買受代金を完納したときに物品の所有権は移転するものとし、物品は現況有姿での引き渡しとなります。落札後、いかなる理由があってもキャンセル、返品、苦情等はお受けいたしません。
- (3) 公売前に滞納税等が完納となった差押物件については、公売を中止します。